

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月 28日

北部環境管理事務所長 殿



提出者

住 所 埼玉県大里郡寄居町富田2354

氏 名 本田技研工業株式会社 埼玉製作所

所長 軸屋 勇治

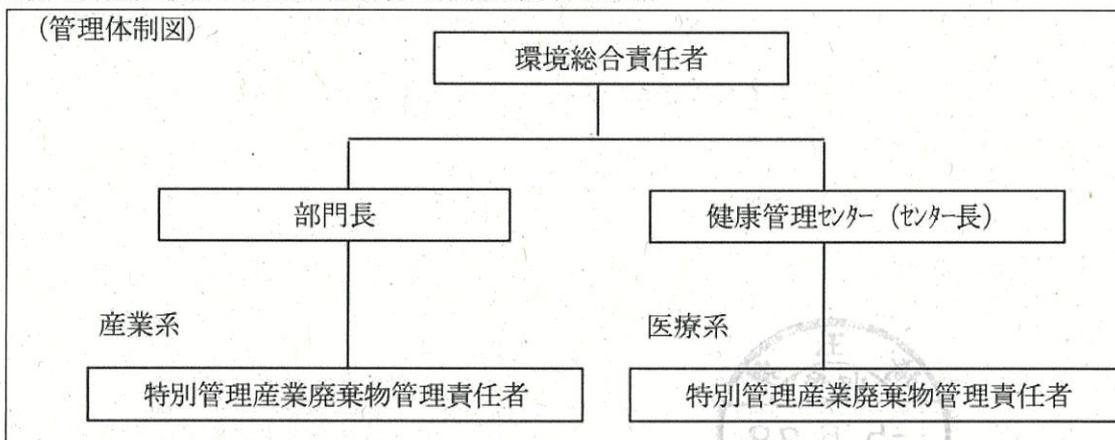
電話番号 048-577-2100

令和5年度の特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	本田技研工業株式会社 埼玉製作所 完成車工場
事業場の所在地	埼玉県大里郡寄居町富田2354
計画期間	令和 5年 4月 ~ 令和 6年 3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	運送用機器器具製造業
②事業の規模	年間出荷台数 169,994台 （令和4年度）
③従業員数	4,257人 （令和5年4月現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療廃棄物→焼却（委託）→管理型埋立 産業系廃棄物→油水分離 混合→燃料（製品）化

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度 (令和4年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	産業系	医療系
① 現状	排出量	8.2 t	0.18 t
	(これまでに実施した取組) ・ 洗浄シンナーの回収継続 ・ シンナーの売却化		
	【目標】 令和5年度		
	特別管理産業廃棄物の種類	産業系	医療系
② 計画	排出量	8.2 t	0.18 t
	(今後実施する予定の取組) 現状の継続展開を実施する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 産業用廃棄物・・・ドラム缶、屋内管理による安全の確保 医療用廃棄物・・・専用BOXによる安全・衛生の確保
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の継続展開を実施する。



自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（                      年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	産業系	医療系
	全処理委託量	8.2 t	0.18 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.6 t	t
	再生利用業者への処理委託量	7.6 t	0.18 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・ 委託業者の選定…委託業者の現地調査、適正処理の確認		

② 計画	【目標】 令和5年度		
	特別管理産業廃棄物の種類	産業系	医療系
	全処理委託量	8.2 t	0.18 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0.6 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	7.6 t	0.18 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	8.38 t	
(今後実施する予定の取組) 全廃棄物で電子マニフェスト化を達成しているため、 現状の取り組みを継続する。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「－」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。